

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月11日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第50号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（平成18年新潟県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削る。

改 正 後	改 正 前														
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>氏 名</th><th>代理の順序</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>副知事 米澤朋通</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	氏 名	代理の順序	(略)		副知事 米澤朋通	(略)	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>氏 名</th><th>代理の順序</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>副知事 益田 浩</td><td>(略)</td></tr><tr><td>副知事 米澤朋通</td><td>第3順位</td></tr></tbody></table>	氏 名	代理の順序	(略)		副知事 益田 浩	(略)	副知事 米澤朋通	第3順位
氏 名	代理の順序														
(略)															
副知事 米澤朋通	(略)														
氏 名	代理の順序														
(略)															
副知事 益田 浩	(略)														
副知事 米澤朋通	第3順位														

附 則

この規則は、公布の日から施行する。